

平成21年度 介護老人保健施設 整備事業者募集要項

1 はじめに

本市では平成20年度に策定されました「第4期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、介護老人保健施設の整備目標を定め、それに基づき市域における介護老人保健施設の整備を進めています。募集にあたっては、関係法令（介護保険法、建築基準法、消防法、都市計画法、その他）、関係条例等を充分にご理解の上、ご応募ください。また「名古屋市における介護老人保健施設整備について（平成21年度版）」についてもご参照下さい。

2 募集の内容について

(1) 整備施設

介護老人保健施設（小規模、大規模の別を問いません）

(2) 整備予定数

平成24年3月末までの開設分 250床

(3) 募集する圏域

市内全域

選考の際には、地域における整備バランスを考慮します。

（別紙1「介護老人保健施設 区別整備状況について」参照）

(4) 施設種別による整備優先順位

小規模ユニット型 大規模ユニット型 大規模従来型 増床

その他の条件等により選定における順位が前後することがあります。

(5) 応募資格

医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第3項各号に該当する者でないこと

新設法人については、関係行政機関と十分な協議を行い、許可が得られる明確な見通しがあること。

3 応募の方法について

(1) 整備予定調査票の提出

介護老人保健施設の整備を希望される方は、別紙4「介護老人保健施設 整備予定調査票」を平成21年6月19日(金)までに保健医療課まで提出してください。

整備予定調査票をご提出いただいたことをもって仮申込みがあったものとし、ます。なお、ご提出いただく際に今後の整備に係る説明及び聴取を行いますので、事前に電話予約した上で書類をご持参下さい。

(2) 整備計画書等書類の提出

整備予定調査票提出後に介護老人保健施設整備計画書を始めとする各様式及び必要書類(別紙5「介護老人保健施設 整備計画書等提出書類一覧」参照)を平成21年8月21日(金)までに保健医療課まで提出して下さい。

整備計画書は資金計画、法人調書、建築図面等多岐に渡っており、作成にかなりの時間を要するとともに、課担当職員との打合せによる修正が想定されますので、提出期限に間に合うよう十分な期間を見込んでおいてください。

(3) 整備事業者の選定

提出された整備計画書等書類等の審査及びヒアリング等を行った上で、別紙2「介護老人保健施設 整備基準」等に基づき整備事業者を選定します。選定結果は応募された全事業者へ文書で通知します(平成21年10月を予定)

4 今後のスケジュールについて（予定）

区分	事項
平成21年5月28日	整備事業予定者説明会
6月19日	整備予定調査票等提出期限
6月～	ヒアリング実施 関係官庁と協議等 県、市との図面等相談
8月21日	整備計画書等提出期限
10月	事業者選定・結果通知
平成22年1月	市町村交付金計画の提出（国庫申請）
3月	名古屋市予算議決
4月～	国庫内示 整備補助金の交付申請・交付決定 施設着工 定款変更申請（愛知県） 開設許可・管理者承認申請（愛知県） 施設完成 整備補助金の事業実績報告 整備補助金の交付 開設前検査（愛知県） 開設許可・管理者承認（愛知県） 開設

印は整備補助金がある場合のみ

5 整備の準備について

（1）準備委員会等

主な職員を中心とする準備委員会等を法人内に設立し、施設の運営方針や整備計画等を検討してください。また、提出する各書類については準備委員会等で十分検討してください。

（2）スケジュール作成

進捗状況を把握するために、施設整備に係るスケジュールを作成し、保健

医療課へ提出して下さい。また、スケジュールに大幅な変更がある際は、事前に保健医療課へご相談下さい。

(例)

項 目	完 了 年月日	開設準備 時 期	施設建設 時 期	開設申請 時 期
基本理念の策定 基本計画の策定 施設見学 規模確定 土地の取得 資金計画 :				

基本設計、近隣説明、開発許可協議、福祉医療機構への融資相談、実施設計、入札、建設工事、職員の確保、職員の研修、備品・物品搬入、定款変更、開設許可申請など

6 地域介護・福祉空間整備等交付金について

小規模ユニット型（定員29人以下）の介護老人保健施設については、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく市町村交付金の交付対象となります。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、行政区を基準として作成する市町村整備計画に基づき、国において採択されますが、本市においては特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備を併せて市町村整備計画を定めることとしております。

生活圏域の施設整備状況によっては、特別養護老人ホーム整備との関係上、交付金を全額受けて整備することができない場合がありますので、よろしく申し上げます。

7 整備上の主な留意点（別紙2「介護老人保健施設 整備基準」参照）

- (1) 敷地を所有すること。敷地が定期借地の場合は、その期間は30年以上であること。
- (2) 施設規模は小規模（29人以下）が望ましいこと。また施設形態は、ユニット型施設が望ましいこと。
- (3) 認知症高齢者に対応できる機能を盛り込むこと。胃ろうを造設している等医学的管理の必要な高齢者に対応することが望ましいこと。
- (4) 家庭的な雰囲気の中で入所者が生活できるよう、施設的环境を整えること。（木材の活用等）
- (5) 利用者のプライバシーに配慮した設備を設けること。（例：共用トイレの

ドアの設置、脱衣室内のトイレの設置)

- (6) オープンスペースは平面図上用途ごとに区分すること。
- (7) オープンスペースと廊下は床の色を変えるなど明確に区分すること。
- (8) 廊下のほか、利用者が行動する範囲の各室の壁等に手すりを設置すること。
- (9) エレベーターは寝台が収容できるものを1台設置することとし、施設の形態により2台以上の設置を検討すること。
- (10) 療養室の面積にはトイレを含めないこと。
- (11) 浴室及び脱衣室にブザーを設置すること。
- (12) トイレは利用に支障がないよう十分な数を設置すること。
- (13) 倉庫、リネン室については十分な面積を確保すること。
- (14) 通所定員の設定については地域の実状を踏まえ適正な数とすること。
- (15) 居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等、在宅生活を支援する施設を設置することが望ましいこと。
- (16) 家族等の駐車場については必要数を確保すること。
- (17) 地域介護・福祉空間整備等交付金を希望する場合には、市町村整備計画策定後の設計変更は原則として認めないこと。

8 開設許可申請について(所管:愛知県健康福祉部高齢福祉課)

開設許可申請にあたっては、施設の完成及び職員の採用だけでなく、施設に勤務する職員の研修が必要となります。

開設許可の実地検査は、入所及び通所について定員の全てが、検査当日から施設内で療養できる状態であることを前提に実施します。よって、施設・設備検査のほか、車椅子等の備品の整備状況、看護介護記録等諸記録の整備及び職員の研修状況等を確認するので、許可申請の前の準備を十分に行ってください。

開設許可申請内容については、主な職員に対してヒアリングを実施し、その後審査に着手します。よって、施設完成をもって開所日を設定し、開設許可を受ける前に事実上の入所日を決定することのないよう留意してください。

9 問合せ・受付先

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎2階

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課地域医療係 担当:小松、岡

TEL:052-972-2623、FAX:052-972-4154

メール:a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

書類提出等で来庁される場合には事前に電話等でご予約ください。